

# 市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅 【都市計画法第34条第12号（市条例第4条第1項第1号イ）】

に係る基準を一部改正しました。

「川越市開発許可等の基準に関する条例」第4条第1項第1号イに規定する「20年以上市街化調整区域に居住する親族を有する者のための自己用住宅」による市街化調整区域での宅地開発が許可の多くを占めているため、居住地の点在による道路インフラ等の公共施設の整備、維持管理の負担が増加するなど、スプロール化による将来的負担が懸念されることから、「川越市開発許可等の基準に関する条例」第4条第1項第1号イに規定する親族及び自己が所有する土地について、以下のとおり見直しました。

## 改正の概要

「川越市開発許可等の基準に関する条例第4条第1項第1号イ」の改正する内容は以下のとおりです。

- (1) 親族の範囲について、血姻族3親等内としました。
- (2) 審査基準に規定する開発行為の対象となる土地のうち開発行為を行うものが所有している土地について、「農地法第5条許可を停止条件とした所有権移転仮登記を完了した土地」を含まないこととしました。
- (3) 施行期日 令和9年4月1日

経過措置期間の令和9年3月末日までに開発許可申請されたものが、現在の基準での許可の対象となります。また、農地の場合は農地転用許可の申請も3月末日までに提出する必要があります。

改正前の取扱いとする許可申請については、開発許可に必要とする他の申請、手続き等の受付が完了しているものに限ります。なお、申請書類に著しい不足がある場合は、受理できないこともありますので、申請書の提出にあたっては、ご注意ください。

※ 条例の改正内容、開発許可について、詳しくは開発指導課までお問い合わせください。



川越市マスコットキャラクター  
ときも

川越市役所都市計画部開発指導課

連絡先 049-224-5978

FAX 049-225-9800